



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

(日 文 訳)

### 中華人民共和國税関事務担保条例

国务院令  
第581号

2010 年9 月14 日公布 2011 年1 月1 日施行

第一条 税関事務担保を規範化し、通関効率を向上させ、税関の監督管理を保障するため、『中華人民共和國税関法』及びその他関係法律の規定にもとづき、本条例を制定する。

第二条 当事者が税関へ担保提供を申請し、法律義務の履行を承諾し、税関が当事者のために税関事務担保を取り扱う場合、本条例を適用する。

第三条 税関事務担保は、合法、誠実信用、権限と責任の統一の原則に従わなければならない。

第四条 以下に挙げる状況の1つにある場合、当事者は税関手続完了前に税関へ担保提供を申請し、貨物の繰上げ通関を求めることができる。

- (一) 輸出入貨物の商品分類、課税価格、原産地が未確定の場合
- (二) 有効な通関申告書が未提出の場合
- (三) 納税期間内に税金が未納の場合
- (四) 申告延滞金が未納付の場合
- (五) その他の税関手続がなお未完了の場合

国に出入国貨物や物品に対する制限性の規定があり、許可証書を提出しなければならないのに提出できない場合、及び法律、行政法規で担保を禁じているその他の場合、税関は担保通関をしない。

第五条 当事者が以下に挙げる特定税関業務の処理を申請する場合、税関の規定に照らして担保を提供する。

- (一) 輸送企業が内地と香港・マカオを行き来する道路貨物輸送、税関監督管理貨物の国内道路輸送を引き受ける場合
- (二) 貨物、物品を一時出入国させる場合
- (三) 貨物を入国させて修理する及び出国させて加工する場合
- (四) リース貨物を輸入する場合
- (五) 貨物及び輸送手段を通過させる場合
- (六) 税関監督貨物を一時的に税関監督管理区外へ保管する場合
- (七) 税関監督管理貨物を金融機関へ抵当に入れる場合
- (八) 保税貨物のために関係する税関業務を取り扱う場合

当事者が担保を提供しない、或いは提供した担保が規定に合致しない場合、税関は前項に挙げる特定税関業務を行わない。

第六条 輸出入貨物の納税義務者が、規定の納税期限内にその課税貨物及びその他の財産を明らかに移転、隠匿した形跡がある場合、税関は納税義務者に担保を提出するよう命じること



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

ができる。納税者が担保を提出することができない場合、税関は法に従い税収保全措置を講じる。

第七条 違法の嫌疑のある貨物、物品、輸送機器が、税関に法に依って差押え、封緘保存しなければならない、或いはすでにされている場合、当事者は税関へ担保を提供、差押えや封緘保存の免除或いは解除を申請することができる。

違法の嫌疑のある貨物、物品、輸送手段が、差し押さえできない、或いは差し押さえするには都合が悪い場合、当事者或いは輸送手段の責任者は、税関へ等価値の担保を提供しなければならない。等価値の担保を提供しない場合、税関は当事者の等価値のその他の財産を差し押さえることができる。

違法の疑いのある貨物、物品、輸送手段が出入国禁止に属する、或いは現物を証拠にしなければならない、或いは法に従い没収しなければならないものである場合、税関は担保手続きを行わない。

第八条 法人、その他組織が税関の処罰を受け、罰金、違法所得或いは法に依り追納しなければならない貨物、物品、密輸輸送機器の等価額の全額納付前に、その法定代表者、主要責任者が出国する場合、税関へ担保を提供しなければならない。担保を提供ない場合、税関は出国管理機関へ、その法定代表者、主要責任者の出国を阻止するよう通知することができる。

税関の処罰を受ける自然人が出国する場合、前項の規定を適用する。

第九条 一時的アンチダンピング措置、一時的反補助金相殺措置を採用済みの貨物を輸入し、担保を提供しなければならない場合、或いは輸出入貨物の荷送人、知的財産権権利者が知的財産権税関保護の関連事務の申請手続を行う場合などは、本条例の規定に照らして税関事務担保を行わなければならない。法律、行政法規に特別な規定がある場合は、その規定に従う。

第十条 当事者が2年連続して同時に以下に挙げる条件を備える場合、担保の免除を税関へ直接申請することができ、且つ税関の規定に照らして関係諸手続を行う。

- (一) 税関検証チェックをパスしていること
- (二) 年間輸出入通関ミス率が3%以下であること
- (三) 納税額の滞納がないこと
- (四) 税関の行政処罰を受けておらず、関係行政管理部門に不良記録がないこと
- (五) 刑事責任を追及されていないことなど

当事者が前項で規定する条件に合致しなくなった場合、税関はその者に対する担保免除適用を停止しなければならない。

第十一条 当事者が一定期間内に同一種類の税関事務を複数回手続する場合、税関へ一括担保の提供を申請することができる。税関が一括担保を受ける場合、当事者は、当該種類の税関事務を手続する際には、単独で担保を提供ない。

一括担保の適用範囲、担保金額、担保期限、終了の状況などは、税関総署が規定する。

第十二条 当事者は、税関が法に依って認可する財産、権利を以って担保を提供することができ、担保とする財産、権利の具体的範囲は税関総署が規定する。

第十三条 当事者が担保書を以って税関へ担保を提供する場合、担保書は税関を受益者とし、かつ以下に挙げる事項を明記しなければならない。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

- (一) 担保人、被担保人の基本状況
- (二) 被担保の法律義務
- (三) 担保金額
- (四) 担保期限
- (五) 担保責任
- (六) 説明が必要なその他の事項

担保人は担保書に押印し、かつ日付を明記しなければならない。

第十四条 当事者が提供する担保は、その履行に必要な法律義務に相当しなければならない。本条例第七条第二項で規定する状況を除き、担保金額は以下に挙げる基準に照らして確定する。

- (一) 繰上げ通関する貨物のために提供する担保の担保金額は、引き受けることのできる最高税額の総額を超えてはならない。
- (二) 特定税関業務処理のために提供する担保の担保金額は、引き受けることのできる最高税額の総額或いは税関総署が規定する金額を超えてはならない。
- (三) 課税貨物及びその他の財産を移転、隠匿した形跡が明らかであることから提供を命じられた担保の担保金額は、引き受けることのできる最高税額の総額を超えてはならない。
- (四) 関係する貨物、物品、輸送機器の差押え、封緘保存の免除或いは解除のために提供する担保の担保金額は、当該貨物、物品、輸送機器の等価額を超えてはならない。
- (五) 罰金、違法所得或いは法に従い追納しなければならない貨物、物品、密輸輸送機器の等価額の全額支払い前に出国するため提供する担保の担保金額は、罰金、違法所得の金額或いは法に従い追納しなければならない貨物、物品、密輸輸送機器の等価額に相当しなければならない。

第十五条 担保の手続は、当事者が書面による申請及び真実、合法、有効な財産、権利証書及び身分或いは資格証明などの資料を提出しなければならない。

第十六条 税関は、当事者が提出した資料を受け取った日より5業務日内に、関係する財産、権利などに対して審査を行い、かつ担保を受理するか否かを決定しなければならない。当事者が一括担保手続を申請する場合、税関は10業務日内に審査し、かつ担保を受けるか否かを決定しなければならない。

規定に合致する担保は、税関が受けることを決定した日より発行する。規定に合致しない担保については、税関は受理しないことを書面で当事者へ通知し、かつその理由を説明しなければならない。

第十七条 被担保人が法律義務履行期限満了前に、担保人と被担保人が特別な原因で担保の内容の変更を要求する場合、担保を受けた税関へ書面による申請及び関係する証明資料を提出しなければならない。税関は当事者が提出した資料を受け取った日より5業務日内に、変更に同意するか否かの決定を行い、かつ書面で当事者へ通知しなければならない。変更不同意の場合は、その理由を説明しなければならない。

第十八条 被担保人が規定の期限内に関係する法律義務を履行しない場合、税関は法に依って担保とした財産、権利の中から相殺納付することができる。当事者が担保書を以て担保



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

を差し出す場合、税関は連帯責任を引き受ける担保人に担保責任を履行するよう直接要求することができる。

担保人が担保責任を履行する場合、被担保人の関係する税関手続処理の義務は免除しない。税関は速やかに被担保人のために関係する税関手続を処理しなければならない。

第十九条 担保とする財産、権利が被担保人の関係する法律義務の弁済に足りない場合、税関は、別途担保を差し出す、或いは法律義務を履行するよう被担保人へ書面で通知しなければならない。

第二十条 以下に挙げる状況の1つにある場合、税関は、担保とする財産、権利の返却手続を行うよう当事者へ書面で通知しなければならない。

- (一) 当事者が関係する法律義務をすでに履行している場合
- (二) 当事者が特定税関業務に従事しなくなった場合
- (三) 担保とする財産、権利が税関に相殺納付措置を講じられた後も残りの場合
- (四) その他の返却が必要な状況

第二十一条 税関が、担保とする財産、権利の返却手続を行うよう書面通知を送達した日より3カ月以内に、当事者が正当な理由なく返却手続を行わない場合、税関は公告を公布しなければならない。

税関が公告を公布した日より1年以内に、当事者が依然として返却手続を行わない場合、税関は担保とする財産、権利を法に従い換金或いは現金化した後、国庫へ上納しなければならない。

第二十二条 税関が職責を履行する場合、金融機関などの関係する単位は、法に従いこれに協力しなければならない。

第二十三条 担保人、被担保人が本条例に違反して、欺瞞、瞞着などの手段で担保を提供した場合、税関がその者に法律義務の継続履行を命じ、5000元以上50000元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合は、被担保人が従事する税関関係の業務を一時停止する、或いは従事する税関業務の登録登記を取り消すことができる。

第二十四条 税関職員に以下に挙げる行為の1つがある場合、処分を与える。犯罪を構成する場合は、法に依って刑事責任を追及する。

- (一) 担保とする財産、権利を違法に処分した場合
- (二) 担保規定に合致しないものに対して、違法に関係する手続を行い、国の利益に損失をもたらした場合
- (三) 担保規定に合致するものに対して、関係する手続を行わない場合
- (四) 税関事務担保と関係するその他の違法行為

第二十五条 担保人、被担保人が、税関の税関事務担保に関する具体的な行政行為について不服な場合、法に従い一級上の税関へ行政再審を申請、或いは人民法院へ行政訴訟に訴えることができる。

第二十六条 本条例は2011年1月1日より施行する。